

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十八号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和八年三月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一三―二五―二号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県春日部市下柳字森田五百二十四番一外十九筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 千三百六十六・六〇立方メートル